

II 各国食品表示の現状

II 食品表示に関する国際的ルール

OWTOのTBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)では、加盟国が強制規格を策定するとき、関連する国際規格が存在する場合には、強制規格の基礎として用いることとされている。食品表示については、FAO/WHO合同食品規格委員会(コーデックス委員会)が定める規格が国際規格として認識されている。

- 消費者庁は、コーデックス委員会のうち、主として食品表示部会(CCFL)及び栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)に参加。

食品表示部会(CCFL)

【目的】 食品表示に関する「定義」と「適用条件」の決定

【スケジュール】

2011年5月、ケベックシティ(カナダ)において第39回CCFL開催。

【CCFLにおける主なトピック】

- 遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関する提言案について
- 2004年にWHO総会にて採択された、「食事、運動、健康に関する世界的戦略(WHO世界戦略)」の実施に適した表示規定の策定について
 - ・ナトリウムの表示方法
 - ・栄養強調表示

栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)

【目的】 表示内容の科学的根拠の確立

【スケジュール】

2011年11月、バドソーデンアムタムス(ドイツ)において第33回CCNFSDU開催予定。

【CCNFSDUにおける主なトピック】

- コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参考量(NRVs)の追加/改定原案について
- 食事や栄養に関する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参考量(NRVs)を設定するため的一般原則案について

等

<コーデックス委員会とは?>

FAO(国際連合食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)によって、1962年に設立。消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保を目的とし、参加国の協議のもと、様々な規格の制定を行う。日本は1966年に加盟。

<食品表示に関する主なコーデックス規格>

- ・包装食品の表示に関するコーデックス一般規格[CODEX STAN 1-1985]
- ・強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン[CAC/GL 1-1979]
- ・栄養表示に関するガイドライン[CAC/GL 2-1985]
- ・栄養及び健康強調表示に関するガイドライン[CAC/GL 23-1997]

II 各国食品表示の現状(1)

EU (一般食品表示指令2000/13/EC)

義務表示

- 包装済の食品、健康食品に共通する項目
名称、内容量、原材料名、消費期限・賞味期限のいずれか、製造者
(特別な条件がある場合)使用方法、保存方法
- 情報がないと消費者の誤認を招く場合に表示する項目
生産国
- 該当する場合に表示する項目
遺伝子組換え食品、有機食品
- 生鮮食品については個別に規定。
- 包装されていない製品(中食、外食を含む。)は、加盟国が適用除外を定めることができる。

(注)【付記IIIa】

グルテンを含む穀類、甲殻類動物、卵及び卵製品、魚及び魚製品、ピーナツ及びピーナツ製品、大豆及び大豆製品、乳及び乳製品(ラクトースを含む)、ナッツ類、セロリとその製品、マスタード及びマスタード製品、ゴマ及びゴマ製品、SO₂で10mg/kgあるいは10mg/l以上の濃度の亜硫酸塩及び二氧化硫、ルピナスとその製品、軟體動物とその製品

原材料表示

- 全ての原材料が多い順に表示される。
- 最終製品のうち、全重量の2%以下の割合を占める原料は、他の原料の後に異なる順番で表記しても良い。

原産地表示

- 原産地情報がないと消費者を誤認させる可能性がある場合は義務表示。
- それ以外は任意表示。

食品添加物

- 加工補助剤として用いられる場合など、最終製品に影響がない場合は表示義務はない。
- 添加物・香料の溶剤あるいは溶媒として必要な量だけ用いられた物質についても同様。

アレルギー表示

- 最終製品に存在している場合で、かつ、付記IIIa(注)に挙げられていたり、付記IIIaの原料由来のものである場合は、全ての原料を原料の名前に明確に言及して表示。

※平成21年内閣府国民生活局:「消費者の安心・安全確保に向けた海外主要国の食品に関する制度に係る総合的調査の概要」を基に作成。

II 各国食品表示の現状(2)

米国

(連邦食品医薬品化粧品法、公正包装表示法、連邦規則集第21章101、農産物販売法)

義務表示

- 生鮮食品、加工食品、健康食品に共通する項目

名称、内容量、原材料名、使用方法、調理方法、保存方法、栄養表示、製造者・生産国

- 例外規定

- ・ 栄養表示

① 生鮮食品のうち、単体の生の食肉・鶏肉製品について、加工食品のうち、生鮮果実・野菜、水産物について、自主的表示プログラムにより表示。

② 中食、外食については、強調表示等を行う場合、表示義務があるが、強調表示を行わない場合は任意。

- ・ 使用方法、調理方法、保存方法

加工食品と健康食品については、重要事実 (material fact) の情報開示(警告表示等)が義務付けられている。

- 賞味期限・消費期限

加工食品である、乳児用食品には、“use by” date の表示義務があるが、その他については任意表示。

- 遺伝子組換え食品、有機食品については任意表示。

原材料表示

- 原材料を重量順に個々に記載。重量が2%未満の原材料については、原材料リストの最後に “Contains _ percent or less of _” などと記載。

原産地表示

- 牛、羊、鶏、山羊、及び豚の切り身とひき肉、魚介類、生鮮農産物、マカダミアナッツ、ペカンナッツ、朝鮮人參及びピーナッツについては義務表示。

食品添加物

- 承認を受けた保存料を食品に添加する場合、原材料の一般名又は慣用名及び機能を記載。
- 検定を義務付けられる着色料は、個別名又は簡略名を記載。検定を義務付けられない着色料は “Artificial Color” などと表示できる。

アレルギー表示

- 牛乳、卵、魚、甲殻類、ツリーナッツ、小麦、ピーナッツ、大豆の8品目、これらの品目に由来するたんぱく質を含む原材料。さらに、それを含む香料、着色料及び加工助剤のような二次的添加物についても表示しなければならない。

※平成21年内閣府国民生活局:「消費者の安心・安全確保に向けた海外主要国の食品に関する制度に係る総合的調査の概要」を基に作成。

II 各国食品表示の現状(3)

韓国（食品衛生法）

義務表示

- 生鮮食品、加工食品、健康食品に共通する項目

名称、内容量、原材料名、保存方法、消費期限/販売期限、製造年月日

- 食品により異なる項目

	生鮮 食品	加工 食品	健康 食品
使用方法		必須	必須(注意)
栄養表示		必須	必須
賞味期限		必須	
製造者・生産国	必須	必須	
原料原産地		特定原材料 の場合義務	必須
遺伝子組換え食品	必須	必須	
有機食品	必須	必須	
アレルゲン		必須	
照射食品		必須	

- 包装食品はラベル表示が義務、店頭対面販売ではポスターなどによる表示が可能。
- 中食・外食は対象外(ただし、ビラなどで表示)。

※平成21年内閣府国民生活局、「消費者の安心・安全確保に向けた海外主要国の食品に関する制度に係る総合的調査の概要」を基に作成。
なお、2010年に「農水産物の原産地表示に関する法律」が制定され、原料原産地表示についての取組が強化されている。

原材料表示

- 全ての原料を重量で多い順に記載。
- 重要・特徴的原料(写真や絵の表示があるものなど)は%表示。

原産地表示

- 特定の原材料が50%を超えるものは1つだけ表示。それ以外の場合では上位2位までを表示。
- 農林水産食品部所管の食品531品目全体で原産地表示を要する。また、食品衛生法ではレストラン食堂(100m²以上)、集団給食施設での米飯、キムチ、食肉(牛、豚、鶏)は表示。

食品添加物

- 全ての食品添加物は物質名と用途を併記して表示(一括表示は不可)。用途が複数ある食品添加物の場合は主要目的である用途を併記。
- キャリーオーバーの場合は表示を必要としない。

アレルギー表示

- 鶏卵、牛乳、そば、南京豆、大豆、小麦、さば、カニ、エビ、豚肉、もも、トマトは含有量に関係なく表示。
- 交差汚染の可能性は表示。